あのとき感じた怖さは？

栗田隆子（元「登校拒否」経験者）

「多様な教育機会保障法案」のニュースを聞き、改めて法案の中身を確認したとき、どうしても不安を覚えてしまいました。30 年間の悲願達成と考える方もいらっしゃるようですが、それこそ 30 年前、20 年前ではなく、なぜ、今このタイミングで「多様な教育機会の保障」をと、国が動き出したのでしょう。

それこそ教育の民営化、もとい「市場化」が進むのではないかと懸念を覚えます。特にこの大阪は公的なものをどんどん民営化、市場化させようという動きが強く存在しているからです。もし市場化となればそれは多様化ではなく、まずもって問われるのは「お金のある、なし」です。

そして経済の問題のみならず、巧妙に市場化に役立つとみなされる「能力」や「努力」を子どもに要求し、追いつめるシステムになりはしないでしょうか。

またこの法案の「教育機会保障」の「機会」という言葉にも非常にひっかかりを覚えます。それこそ機会は与えるが、あとは努力しろ、という意味合いで使われる事の多い法律における「機会」という言葉。結果については、それは個人の責任だからと子どもを突き放すための法律になっては元も子もありません。

「男女雇用＜機会＞均等法」成立のときにも「結果は考慮せず、あくまで機会だけなのか」という批判が出ているのですが、いま一度、この「機会」という言葉に立ち止まって考えていただきたいと願います。

ところで。

1980 年代に学校に行かない、行けない経験を私はしました。

そのころの私は学校に対してえも言われぬ「怖さ」「恐怖」を覚えていました。

その怖さで身動きできなくなるほどに。

私は大人になってしまいましたが、残念ながら私が感じていたその「怖さ」は、現在、子どもの立場で生きる人たちにとって過去のものとはなってないだろうと思うのです。この法案によってかつて私が漠然と感じていた学校に対する「怖さ」は少しでも軽減するものなのでしょうか？

むしろ、その怖さが「学校」のみならずフリースクールと呼ばれる場所にも広がることになりはしないでしょうか？　いや、すでに学校以外の場所、かつては逃げ場とみなされた場所にも広まっているのでしょうか？

最後は漠然とした問いのかたちになりましたが、私があのとき感じた「怖さ」は、市場が求める「能力」「努力」そして「金銭」と切り離せぬ何かだと感じており、異論を投げかけたく以上の言葉を綴りました。

「フリースクールの＜フリー＞とは何なのか？」が今後、問われてくるのでは？
―「多様な教育機会保障法案」の国会審議を前にして―

2015 年 6 月 7 日　　住　友　剛（京都精華大学教員、教育学）

フリースクール・フォロの山下耕平さんから昨日「多様な教育機会確保法案」に関する諸課題を論じる集会へのお誘いをいただきました。ですが本業が多忙をきわめており、残念ながら出席することができません。その旨、山下さんにお返事をさせていただきました。

ただその際、山下さんへの返信のメールに書いた内容を、あらためて「メッセージ」として寄せてほしいというお話をいただきました。そこで以下のとおり、「多様な教育機会保障法案」の資料として山下さんに見せていただいたものをもとに、私が今、気がかりだと感じていることを整理しておきます。

フリースクールへの通学に関する経済的な負担の緩和や、そもそも学校になじみづらい子どもたちのオルタナティブな学びの場の必要性という観点から、この法案に対する期待の高さは、私も重々承知しております。と同時に、以下の点を具体的に、どのような形で議論して中身を詰めていくかによっては、かなり子どもにも保護者にも、そしてフリースクール関係者にも危うい状況が待ち構えているのではないか、と懸念します。

それでは、気がかりだと感じている点を、次のとおり整理しておきます。

（１）　まず、そもそもこの法案が想定する「多様な教育機会」とは具体的に何を指すのでしょうか？　また、「多様な」といっても、それはどこから、どこまでの範囲を指すのでしょうか？そのことは、次の（２）の課題に深くかかわります。

（２）　さて、そもそも保護者はどのような観点に立って「個別学習計画」をつくるのでしょうか？　また、保護者が作成した「個別学習計画」の内容を、市町村教育委員会はどのような基準や手続きに従って認定して、学校以外の学びの場に子どもが通うことを承認するのでしょうか？　たとえば、長期不登校の子どもを力づくでも再登校させたいと考え、そのような対応を行う民間施設に行くように「個別指導計画」をつくる場合や、あるいは、既存の学校では受けられないようなグローバル・エリート養成の教育を受けさせたいために「個別指導計画」をつくる場合、市町村教育委員会はそのような計画を承認するのでしょうか？　私はここで、法案の想定する「多様な教育機会」とは何なのかが問われてくるのではないか、と考えています。

（３）　続いて、その「個別学習計画」の実施状況を、市町村教育委員会はどのようにして評価し、「義務教育を代替し、就学義務を保護者が履行した」と認定するのでしょうか？　この基準や手続き次第によっては、たとえば市町村教育委員会が保護者及びフリースクールの双方に対して、子どもの継続した出席状況の有無や、そこでの学習活動の実施状況等について、何らかの形で適宜報告を求めたり、状況確認のための視察等が行われることにもなるでしょう。このような形で、法案成立後にどのような基準・手続きが設けられるかによっては、たとえばフリースクールの取り組みに対して公的な規制が行われたり、何か問題が起きた場合に教育行政が介入する余地が生まれるということになります。

（４）　一方、学校以外の学びの場に通う子どもとその保護者を支援するための「財政上の措置」は、具体的にどのように行われるのでしょうか？　たとえば、国（特に文部科学省）がどのような基準や手続きを設定して、市町村教育委員会がどのような学校以外の学びの場に通う子どもとその保護者の営みを財政面から支援しようとするのか。もっと具体的に言えば、どのようなフリースクールへの就学は財政上の支援の対象となり、どのようなフリースクールはそうならないのか、その線引きの基準はなんなのか。こうしたことが、「多様な教育機会」の保障に対する財政上の措置を実施する際、具体的に問われてきます。また、子どもや保護者に対して直接財政上の支援を行うのではなくて、フリースクール側に対してそれを行うのであれば、適切な経理運営が行われているのか等、市町村教育委員会などからの監査や財務上の諸報告の提出要請などがあるかもしれません。

（５）　このように考えていくと、一方で子どもの「多様な教育機会」の保障を掲げながら、市町村教育委員会が保護者とフリースクール側の双方に対して、財政上の支援とともに、通学の承認に関する基準の設定、個別学習計画の実施状況や財務状況の報告等の形をとって、さまざまな形で「関与」する権限を与えるのが、この法案ではないかとも言えるわけです。この基準の設定や個別学習計画の実施状況・財務状況の報告等のルール設定のし方を間違えると、「ひとりひとりの子どもに寄り添った柔軟かつ多様な対応」が持ち味のフリースクールに、さまざまな形で公的な規制がかかることになり、その規制がかかる分、かえって子どもにとって「多様な教育機会」の保障から遠ざかることにもなりかねません。

（６）　もしも従来フリースクールで取り組んできたことを守りながら、なおかつ、財政

上の支援等の必要な措置を受けることができるような枠組みを創りたいのであれば、私たちは今後、この「多様な教育機会保障法案」の国会審議のプロセスや、法案がもしも成立したあとの文部科学省レベルでの基準づくり等の過程において、上記のことを注意深く見守り、必要に応じて議論の軌道修正を図っていく必要があるのではないかと考えます。

（７）　と同時に、そのことは私たちに対して、あらためてフリースクールの＜フリー＞とは何なのか？」が問われてくる、ということでもあります。

以上

「多様化」で重要なのは、選択肢よりも共同性

2015 年 6 月 8 日　貴戸理恵
（関西学院大学准教授、アデレード大学博士課程、「不登校のその後」研究）

「緊急アピール（案）」に強く賛同します。

今、このような法案の国会における審議を前にして、不登校という問題に、当事者として、研究者として、最近では母親として取り組んできた立場から、自分自身の言葉の深度が問われているように感じます。私は現在、南オーストラリア州のアデレードにおり、残念ながら参加することがかないません。以下に「コメント」として私の思うところを申し上げます。

不登校の子どもがありのままで存在を認められることを求める人びとの運動は、1980 年代から、「教育に多様性を」と主張してきました。その背景には、当時の学校しか学び育つ場が認められない不自由な状況のなかで、「ありのままの自分」であることを否定された子どもたち・親たちが､みずからの存在と権利を取り戻そうとした動きがありました。いま、「多様な教育機会確保法案」の「座長試案」に示された「保護者は、子供の状況等を考慮し……学校に就学させないで子供に教育を受けさせることができる」という文言を見ると、80 年代に不登校児であった私には正直なところ、「時代は変わったものだ」というしみじみとした隔世の感があります。もしも私が不登校をしていた 7 歳の頃に、これが認められていたなら。あんなにも自己否定をしたり、絶望したりしなくてよかったかもしれないのに。そのような思いが胸をかすめます。

しかし、もっと別の文脈からも事態を見なければなりません。「多様性（ダイバーシティ）の導入」自体は、「子どもの権利」という観点から出てきたものではなく、グローバル化する時代への一つの適応のかたちです。「多様化」は、学校に限らず職場や政府などでも進められている一般的な傾向であり、これ自体が良い／悪いというものではありません。

問題は、「誰にとっての、何のための多様化か」ということです。たとえば、職場での女性の活用という「多様性」志向も、「労働力不足を補い、経済成長に貢献してもらうため」なのか、それとも「子育てを担う人（多くは女性）が働きやすい職場を作るため」なのかによって、方向性はまったく違ってきます。現政権の志向は前者であり、それでは結局、正規雇用の長時間労働と非正規雇用の不利は変わらず、子育てを担う人が働きにくい環境はそのままでしょう。

同様に、「教育の多様化」は、誰にとっての・何のためのものでしょうか。それは、「消費者が多様な教育商品の中からよりよいものを選べる」ためでしょうか。それとも、「子どもたちのありのままの学び・育ちを認める」ためでしょうか。新自由主義的な現政権の傾向は、明らかに前者です。この場合、「多様化」は容易に「市場化」へと横滑りするでしょう。「市場化」が起こると、規制緩和して多様な「商品」を並べ、学力テストの点数などのわかりやすい基準のもとに「成果」を測り、「消費者の選好」に任せて淘汰・効率

化し、「個人の選択」を根拠に結果を自己責任に還元する、という形になります。
「子どもの権利」という立場から不登校の支援や運動に携わってきた人びとは、そんなことを決して望みはしないと思います。そうなれば、これまで培ってきた「共同性」の側面が切り崩される恐れがあるからです。
現実の不登校の子どもが集う民間の居場所では、たいへん大きな努力と関与のもとで、いじめ被害、発達障害、クラスに馴染めないなど、通常の学校では生きづらくなってしまう子どもたちを受け入れておられます。そうした子どもたち・親たちにとって、フリースクールとは「選択の結果」であるよりもまず、「ありのままの自分／この子」を受け入れ、スタッフや仲間と共に創っていく、出会いと協同の場であったろうと思います。
ひとりひとり多様な「ありのまま」を尊重することは、その場しのぎの「個別の学習計画」などによって可能となるものではありません。何よりも重要なのは、20 年後、子どもたちが大人になったときに、「生きづらかった自分を、受け入れてくれた人びとが確かにいた」という実感を持ち、その人の人間性を形づくる最も底のところで、自尊心と社会への信頼を持ちうることだと思います。それは、個々の人間が事前に「計画」として立てられるものでもなければ、教育委員会という公権力によって「審査」され「認可」されうるものでもありません。それが可能になるとすればひとえに、子どもたちが生きづらさを受け止められ、信頼できる他者と出会っていけるような関係／場をつくるという、果てしない努力と根気を要する協働の営みによってでしかありえないでしょう。
「多様性」と「自由」を主張してきた不登校運動の言葉をよくみれば、それが決して「共同性と切り離された自由」を求めたことなどないことがわかります。教育を受ける子どもにとっての「自由」は、出会いやつながりといった「共同性」とセットであってこそ活きる、という事実を、不登校支援の歴史は実践を持って明らかにしてきました。その立場から、「多様な教育機会」の法制度化にあたっては、「多様な選択肢を認める」ことにもまして、「多様な共同性を生み出す基盤の保障」が大切なのだということを、基本的な認識としてここに確認しておきたいと思います。
また、これは不登校から生み出された知見でありながら、不登校の文脈を超えて、すべての子ども・若者の支援に適用されうる普遍的な方向性でもあります。1990 年代以降、「学校から仕事へ」の移行はゆらぎ、子ども・若者が学び育ち大人になっていくプロセスは流動化しました。多様なキャリア形成の機会の保障は、不登校の子どもにかぎらず、すべての子ども・若者に対する課題となっています。「学校＋企業＝社会」という図式が崩れるなか、「学校でも企業でもない新たな共同性のなかで、学び、育ち、生活の糧を得ていくことがいかに可能か」という問いは、多くの人に関わる問いとなってきています。
これと並行して、個々の経験やキャリアは個別化・複雑化している現状があります。複数の問題を同時に抱えている人も多く、「不登校」といってもその内実はひとりひとり大きく異なっています。この個別化・複雑化する問題に多くの対応コストを費やして向き合っているのは、やはり、経験に根ざした高度な専門性を持つ現場の支援者たちであり、その正当な評価と活用は喫緊の課題といえます。法制度化においては、普遍的な理念のもとで、個別的な実践を可能にしていくことが、強く求められます。

これを踏まえ、上記に重複しますが、示された「試案」に対する懸念を列記します。

1）**<u>現に不登校の子どもたちが通う場の基盤を守りうるような制度化が目指されているか疑問</u>**。新しい制度が生まれた結果、実績ある既存の現場の実践がゆがめられたり、分断されることがあってはならない。まずはどのような「多様な教育機会」がすでに、ニーズに基づいて手弁当で提供されているかについて、できるかぎり丁寧に、実態を把握する必要がある。そのうえで、「今ある良いもの」を効果的に活用できる制度にするにはどうすればいいかを考えるべき。

2）**「個別の学習計画」をいかなる基準でどのように審査するのか不明**。義務教育レベルの学び・育ちでは、事前に内容を示しえない出会いや共同性の比重が大きい。それを無理に文書化して審査すれば、意味の薄い官僚的手続きが増えるとともに、個人の生への公権力の介入に繋がる恐れがある。また、「個別の学習計画」が保護者によって作成されるとき、１）保護者・出身家庭の格差が義務教育に反映される危険性が高い、２）親のニーズと子どものニーズが食い違った場合子どもの主張が抑圧される、といった問題がある。

3）**「結果」の評価と引責をどのように行うのか不明**。2）とも関連するが、教育の効果を測定する際、出席率や学力といった数値を根拠に序列化することになれば、教育における共同性はますます脆弱になる。学ぶものの主観による学校評価などは検討されているのか。（たとえば、K. Marjoribanks による「学校学習環境尺度（School Learning Environment Scale）」という学習者の認識から学校を評価する枠組みも存在する。）また、結果が思わしくないとされた場合、その責任が「選択」主体である親に還元され、制度の検証や個人の背景にある社会問題へのアプローチが後回しになる危険性がある。

4）**すべての子ども・若者に対する普遍的な権利保障ではなく、「漏れ落ちた存在への救済措置」という意味が強い**。「多様な教育機会確保」はすべての子ども・若者に対してひとしく保障されるべきであるにもかかわらず、目的と理念では「義務教育所学校で普通教育を十分に受けていない子ども」への対応と位置づけられている。理念は普遍的に、実践は個別的に行うのが望ましい。

以上